厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザのご案内

一般財団法人　労災サポートセンター

ケアプラザ岩見沢

ケアプラザ富谷

ケアプラザ四街道

ケアプラザ瀬戸

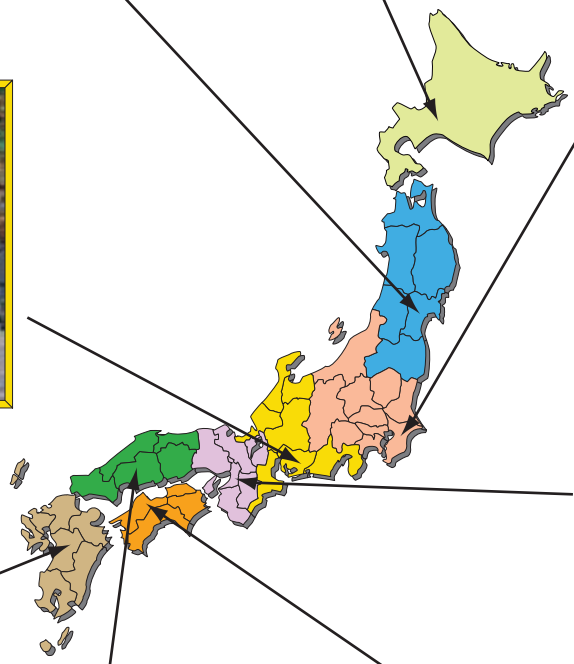

ケアプラザ堺

ケアプラザ宇土

ケアプラザ呉

ケアプラザ新居浜

＊ケアプラザ（労災特別介護施設）とは＊

ケアプラザは、産業の発展に貢献する中で被災し、重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の方々に安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国 8 箇所に設置し、一般財団法人労災サポートセンターが委託を受けて運営している施設で、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。

ケアプラザの主な設備

個 室

個室は、約30m²の広さで、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、ベッド、簡単なユニットキッチン及び身の回りのものを入れる収納棚を備えています。
また、ベッド部分と浴室･トイレにはケアコール端末（緊急通報装置）を設置しています。

※標準的な間取り図です

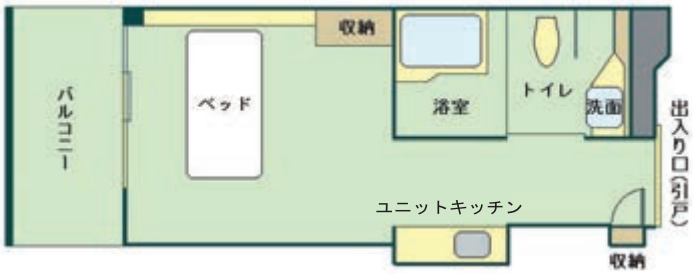

（ケアプラザによって設備が多少異なります。）

浴 室

個室内の浴室のほかに、寝たままで入浴できる介護浴室と、リフトを備えた介助浴室を設置しています。

（介護浴室）

（介助浴室）

＊介護サービスの内容＊

食堂

ゆったりとした食堂で食事

トレーニングルーム

療法士の指導による体操

1 日常の介護サービス

ケアプラザでは、入居者の皆様の自主性と主体性を尊重し、残された身体機能を活かしながら、いきいきとした楽しい生活が送れるよう、傷病・障害の特性に応じた適切な介護サービスを提供しています。

2 介護体制

介護サービスは、専門スタッフが、交代制勤務により24時間体制で計画的、継続的な介護を行っています。なお、看護師は24時間体制で常駐しています。

ケアプラザでは、入居者の皆さまの障害、傷病の状態に応じ、入居者と一緒に目標を設定した「個人別介護計画」を作成し、それに沿った適切な介護を行っています。

3 医療体制

各ケアプラザとも労災病院をはじめ協力医療機関でスムーズに診療を受けることができます。また、ケアプラザと労災病院等との間で運行するマイクロバスには看護師等のスタッフが付き添い、多くの入居者の方が通院されているほか、地元医療機関の協力を得て、入居者の往診、訪問診療や健康相談を実施しています。

そのほか、入居者の皆様の身体と心の健康を維持するために、月3～4回程度医療コンサルタント（非常勤医師）による健康相談を行っているほか、身体機能を維持するため、療法士によるリハビリテーションを行っています。

4 苦情等の解決

入居者の方などから寄せられる苦情等については、第三者委員を含めた「苦情解決委員会」などにより、迅速･的確な解決を図っています。

＊行事やクラブ活動＊

ケアプラザでは、入居者の皆様が潤いのある快適な生活が送れるよう、お花見会や納涼祭、運動会や年忘れ会など四季折々に合わせた各種の行事等を行っています。

また、入居者の皆様は、趣味を活かして、書道、園芸、カラオケ、写真などのクラブ活動を楽しまれています。

行事

茶話会

水族館ツアー

クラブ活動

書道クラブ

絵手紙クラブ

＊ケアプラザを利用できる方＊

1 入居を希望される方

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅で介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合もあります。

ただし、現在入院加療を必要とされる方、感染症疾患を有する方、その他集団生活ができない等、ケアプラザの運営に支障があると認められる方は入居できません。

（1） 入居の費用

入居費用は、施設利用料と介護費で構成されています。1月当たりの入居費用は、次の入居費基準表のとおりとなります。

なお、入居費用は、物価や賃金等の動向やケアプラザに関する施策の変更により改定される場合があります。

入居費基準表 （令和5年10月1日現在） （税込利用料）（単位:円）

施設利用料			介護費
区分	年間収入による階層区分	月額	
1	～ 750,000	36,000	労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が ◎ 常時介護を要する状態にある方 172,550円 ◎ 随時介護を要する状態にある方 86,280円
2	750,001 ～ 1,050,000	46,000	
3	1,050,001 ～ 1,350,000	62,000	
4	1,350,001 ～ 1,650,000	79,000	
5	1,650,001 ～ 1,950,000	97,000	
6	1,950,001 ～ 2,250,000	115,000	
7	2,250,001 ～ 2,550,000	140,000	
8	2,550,001 ～ 2,850,000	154,000	
9	2,850,001 ～ 3,150,000	176,000	
10	3,150,001 ～ 3,450,000	198,000	
11	3,450,001 ～ 3,750,000	221,000	
12	3,750,001 ～ 4,050,000	244,000	
13	4,050,001 ～ 4,350,000	267,000	
14	4,350,001 ～ 4,650,000	278,000	
15	4,650,001 ～ 4,950,000	283,000	
16	4,950,001 ～	284,000	

（注）施設利用料は、個室に入居された場合の金額です。
多床室に入居された方や医師の処方により経腸栄養食を摂取される方の施設利用料はこれと異なりますので、ケアプラザ職員にお尋ねください。

●施設利用料

施設利用料は、食費、居住費、その他施設の運営に要する費用で、入居者本人の前年(1 月～ 12 月)の年間収入(労災年金、厚生年金、その他)を基に入居費基準表の「年間収入による階層区分」に応じた月額をご負担いただくことになります。

なお、配偶者や扶養親族がおられる方は、年間収入の額から、次の控除率を乗じて得た額を控除した残りの額が年間収入額となります。

配偶者等扶養親族の数	控　除　率
1　人	42%
2　人	53%
3　人　以上	58%

●介護費

介護費は、介護に要する費用で、労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が、「常時介護を要する状態」にある方と、「随時介護を要する状態」にある方には、次の額を負担していただくことになります。

1月当たりの介護費　　(単位:円)

要介護障害程度区分	介　護　費
常時介護を要する状態の方	172,550
随時介護を要する状態の方	86,280

なお、介護費は、労働者災害補償保険に介護(補償)等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されますので、入居者の皆様の実質的な負担はありません。

(2)　入居費の計算例

〈例〉年間収入400万円、配偶者と扶養親族1名で個室入居の場合

① 施設利用料

400万円(年間収入)×(1−0.53(控除率))=188万円

188万円が計算対象となる年間収入額となります。

188万円は、入居費基準表「年間収入による階層区分」の第5区分になりますので、その右端の月額9万7千円が施設利用料となります。

② 介護費

「常時介護を要する状態」の方は、172,550 円

「随時介護を要する状態」の方は、86,280 円

となります。

2 短期滞在を希望される方（在宅介護の方）

ケアプラザでは、労災で重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の家族が旅行、病気、冠婚葬祭等で家を空ける場合や家庭でより良い介護を行うために施設に宿泊して研修を受けたい場合などに対応するため、次の３種類の短期滞在型の介護サービスを行っています。

このサービスを利用できる方は、労災年金受給者であって、障害等級又は傷病等級が第１級から第３級までに該当する方で日常的な介護が必要な方（感染性疾患を有する方、入院療養を必要とする方、その他集団生活ができない等ケアプラザの運営に支障があると認められる方を除く。）と、介護をしておられる家族等です。

（1） 短期滞在介護サービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の介護をしておられる家族等が、旅行、病気、冠婚葬祭などのために一時的に介護ができなくなったときに、短期間利用していただくものです。

１回の滞在期間　　原則として9泊10日以内

利　用　料　金　　1日につき4,400円（食事代･消費税を含む。）

（2） 日帰りサービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の方に、入浴、給食などの介護サービスを行うものです。週のうち施設が定めた１日（土日、祝祭日等を除く）午前 10 時から午後４時まで

利　用　料　金　　1日につき 700 円（食事代･消費税を含む。）

（3） 家族同伴短期滞在介護サービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者と家族が一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行いながら日常生活動作等に関する介護手法を習得していただくものです。

１回の滞在期間　　原則として9泊10日以内

利　用　料　金　　1名、1日につき4,400円（食事代･消費税を含む。）

日常の一コマ

日常の一コマ

入居者の声

ケアプラザに入所して本当に良かったと思っています。前の施設ではカーテンで仕切りのある４人部屋にいたのですが、ここでは個室です。以前の４人部屋ではプライバシーが無く、テレビの音も遠慮しなければならないし、話のできる人もいなくて寂しい思いをしました。今は話し相手もたくさんいます。職員の皆さんも私の話し相手です。自分の部屋で好きなパソコンもできます。また、ここでは冷暖房完備で快適な生活が送れます。職員も私たちに明るく接してくれ、忙しくても嫌な顔をせずに頼まれごとをしてくれます。

ここに来てからまだ大きな行事がなく、４月の「花見会」がとても楽しみです。他の入居者から昨年の「年忘れ会」の話を聞いて、早く大きな行事に参加したいと思っています。行事の時の食事も楽しみです。職員の皆さんにお礼を言う機会がなかなかないのですが、「皆さん、いつもありがとう。」これからもよろしくお願いします。

家族からのたより

初めてケアプラザを訪問した時、広々としてきれいな建物、ゆったりとした雰囲気、充実した施設に色々な行事と、父がもう少し元気であればと残念に思うほどでした。入居した頃は、又いつ入院になるかと心配しておりましたが、職員の皆様の手厚い介護のお陰で無事半年が過ぎ、食堂で他の入居者の皆様と一緒に食事をする機会が持てるまでになり、行事にも参加させていただくなど、家族一同、大変嬉しく思っております。

また、この30年間、父を休みなく介護し、疲れが見えていた母も元気になり、とても感謝しております。特に、先日の外泊（一時帰宅）の時には快くサポートしていただき、有難うございました。これからも、父の幸せな時間を作っていきたいと思っております。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

（厚生労働省委託事業受託者）

一般財団法人　労災サポートセンター

〒102-0073　東京都千代田区九段北4丁目1番3号
飛栄九段北ビル10階
TEL 03-6834-2510　FAX 03-6834-2530

ケアプラザ岩見沢	〒068-0829 北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号	TEL 0126-25-9001 FAX 0126-22-9470
ケアプラザ富谷	〒981-3332 宮城県富谷市明石台4丁目8－1	TEL 022-772-3311 FAX 022-772-3312
ケアプラザ四街道	〒284-0037 千葉県四街道市中台５１１番地	TEL 043-433-0120 FAX 043-433-0431
ケアプラザ瀬戸	〒489-0989 愛知県瀬戸市山手町２９４－５	TEL 0561-85-5400 FAX 0561-85-4431
ケアプラザ堺	〒590-0137 大阪府堺市南区城山台５丁２番１号	TEL 072-291-7989 FAX 072-291-7993
ケアプラザ呉	〒737-0923 広島県呉市神山2丁目1番１５号	TEL 0823-34-5577 FAX 0823-30-1888
ケアプラザ新居浜	〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島１丁目３番１２号	TEL 0897-67-1122 FAX 0897-67-1155
ケアプラザ宇土	〒869-0407 熊本県宇土市松原町２４３番地	TEL 0964-23-2211 FAX 0964-23-2214

ホームページアドレス

https://www.rousaisc.or.jp